

サービス統計・企業統計部会の審議状況について
(個人企業経済調査及び個人企業経済統計)(報告)

資料2

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
I 個人企業経済調査(基幹統計調査)の変更				
1 調査計画の変更 (1) 調査の目的及び調査対象の範囲の変更	○「製造業」、「卸売業、小売業」及び一部のサービス産業に限定されていた調査対象の範囲を、おおむね全産業に拡大し、この変更に合わせて、調査の目的も変更する。	●	●	・基本的に 適当 と整理 (事業所調査から企業調査に変更することに伴い、複数事業を営む企業による結果への影響などについて、第2回で確認)
(2) 報告者数及び選定方法の変更	① 上記(1)の変更を受け、標本設計を見直し、報告者数を、約3,700から約37,000に拡大する。	●		・ 適当 と整理 (結果精度を高め、詳細な集計を行おうとするもの)
	② 上記①の変更を受け、調査期間を3年とした上で、毎年3分の1ずつ交替させるローテーション・サンプリングを導入する。	●		・ 適当 と整理 (ローテーション・サンプリングの導入は、統計委員会が示した方向性に添った変更)
(3) 調査方法の変更	○ 都道府県経由の調査員調査を取りやめ、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する。	●		・ 適当 と整理 (報告者数の拡大に伴うもの)
(4) 調査時期(周期及び実施時期)及び調査事項の変更	① 動向調査(四半期調査)と構造調査(年次調査)を統合し、年次調査に一元化する。	●		・ 適当 と整理 (調査実施上の作業負担及び報告者の記入負担軽減に資する)
	② 調査の実施時期を「5月20日～6月末」にする。	●		・ 適当 と整理 (他統計調査の実施時期及び報告者の実情に添った変更)
	③ 調査票の統合に伴い、調査事項も整理する。	●	●	・基本的に 適当 と整理 (四半期調査で把握していた一部の調査事項を代替的に把握する方策について、第2回で引き続き確認)
(5) 集計事項の変更	○ 新たに都道府県別集計を行うとともに、調査事項の変更に伴う集計事項の見直しを行う。		●	(第2回で審議)
(6) 調査結果の公表期日の変更	○ 調査票の統合及び調査時期の変更に伴い、公表時期を変更する。		●	(第2回で審議)
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 「電子商取引の状況についての把握」	●		・ 適当 と整理 (1(4)③において審議)
	② 「郵送調査等の調査方法の導入」	●		・ 適当 と整理 (1(3)において審議)
II 個人企業経済統計(基幹統計)の指定の変更				
	○ 本統計に係る指定内容のうち、作成目的を改正		●	(第2回で審議)

(注1) 第1回(第72回サービス統計・企業統計部会)は7月6日(木)に開催。

第2回(第73回サービス統計・企業統計部会)は7月27日(木)に開催(答申案の方向性についても確認)。

(注2) 第2回の欄に「●」が付されていない事項であっても、第1回終了後に示された意見を受けて第2回で審議した部分がある。

第72回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年7月6日（木）16:30～18:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

野辺地 勉（公認会計士）

山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）

【審議協力者】

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課 江刺課長、土生企画官 他

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官 他

4 議 題 個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について

5 概 要

- 諮問の概要及び統計委員会で示された意見について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモのうち、「（1）調査の目的及び調査対象の範囲の変更」、「（2）報告者数及び選定方法の変更」、「（3）調査方法の変更」及び「（4）調査時期（周期及び実施時期）及び調査事項の変更」の一部について審議を行った結果、一部、追加説明を行うことを前提に、変更内容はおおむね適当と整理された。
- なお、調査事項のうち設備投資については、四半期調査を取りやめることによる情報の減少を補う措置として、何らかの対応ができないか、次回部会までに調査実施者において検討を行い、追加説明を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査の目的及び調査対象の範囲の変更

- ・ 今回、事業所単位から企業単位に変更されるとのことであるが、これによりどの程度の調査対象が変動するのか。
 - 個人企業で複数事業を行っているのは1割程度であり、大きな変動にはならないと考えている。むしろ、今回、企業単位にすることで、税務申告データの転記など、記入は容易になると考える。
- ・ 基本的な方向性は結構だと思うが、事業所調査から企業調査に変更されることから、①複数事業所を有する個人企業の売上高が、全体のどれくらいを占めているか、②売上の中に業種をまたがるものはないか等、今回の見直しによる影響が分かるようなバックデータを示してほしい。
 - 次回部会までに整理してお示ししたい。
- ・ 平成31年度（2019年度）に変更後の調査が実施される計画であるが、一方で、同じタイミングでビジネスサーベイの創設が想定されている。ビジネスサーベイの方がより広い上位概念で、その下に各統計調査が位置づけられるとすると、ビジネスサーベイの内容が固まった段階で、本調査の調査内容に更なる変更が生じる可能性があるのではないか。
 - 本調査は第Ⅰ期基本計画において指摘がなされ、第Ⅱ期基本計画にも引き続き指摘された経緯があり、速やかな対応が必要と考えられる事項である。これらの指摘を踏まえ、今回、見直しを計画したものである。
 - 第Ⅲ期基本計画についても現在並行して見直しを行っており、ビジネスサーベイとして必要とされる調査事項と本調査で把握する調査事項とを整合的に整理することができるか懸念がある。
 - ビジネスサーベイは、SNAのSUT体系への移行の一環として検討が進められているものである。そして、統計改革推進会議での議論を踏まえると、今のところ、工業統計調査、商業統計調査、サービス業を対象とした調査等の年次調査をベースにしつつ、その範囲を順次拡大することが想定されている。個人企業経済調査が、その対象に含まれるかどうかについては、ビジネスサーベイの在り方がまだ具体化していない現時点では明言できないところであるが、その可能性も視野に入れつつ、今回、個々の変更事項について審議をお願いすることになるのではないかと考える。なお、経済センサス - 活動調査の中間年の存在としてビジネスサーベイが計画されていることから、経済センサス - 活動調査の調査事項をベースに、税務申告書からどこまで転記が可能かという観点で検討することが考えられる。
 - ビジネスサーベイの実施により、複数の統計調査間における調査事項の統一も考えなければならない。現状では、各統計調査で調査事項の詳細さが異なるが、うまく整理できるのか。ビジネスサーベイのカバレッジとしては個人企業経済調査も含めた方がよいが、他の統計調査と同じ詳しさを調査事項を設定できるかどうか。それを整理するのが、諮問時に示された西村委員長の指摘に応えることになるのではないか。

→ SUTの検討で本調査の調査項目の変更が見込まれるが、なるべく落としどころをみながら検討する必要がある。いずれにしても、調査事項が頻繁に変更されることで報告者が混乱しないように留意してほしい。

- ・ 今回の変更で対象範囲が広がったことにより、ビジネスサーベイとの関係をどう整理するのかという問題が生じている一方、ビジネスサーベイについては検討前であり、諮問のタイミングが悪い面もある。そして、合わせる相手がいない中で具体的な検討をするのは難しいという指摘も分かる。しかし、今回予定されている対象範囲や報告者数の拡大による統計精度の向上は、今後の利活用にとって必要な事項である。

したがって、まずは、拡大を中心とする今回の変更により精度向上を図り、その後、ビジネスサーベイの議論を踏まえつつ、調査事項について再度整理するという二段階で進めるという整理の下、今回の諮問がなされているものと理解している。

- ・ 調査対象範囲の拡大とそれに伴う調査目的の変更については、適当として整理したい。なお、事業所調査から企業調査に変更することに伴う影響に関するバックデータを、次回示していただきたい。

(2) 報告者数及び選定方法の変更

- ・ 調査対象からの脱落の理由として例示されている廃業と法人化とでは、企業の状況としては真逆の状況である。廃業はその事業をやめてしまうことであり、法人化は更に事業を発展させていこうというものだからである。そして、法人に移行した等の状況をどう扱うかというのは、今後の研究テーマではないかと考える。データの有効活用を考えてはどうか。

→ 本調査においては、調査実施前に対象に該当するかどうか確認を行い、対象外の場合は調査対象から除外している。

→ 統計調査の場合は調査対象の要件から外れると報告者から除外されてしまう。御提案のような企業の発展過程を追いかけるというのは、学術的な研究課題としては、興味深いものであるが、この調査として、法人化された企業を継続的に追いかけるのは難しいように思われる。

- ・ 今回の変更内容では、確定申告段階の資料を書き写すことになるので、答えやすくなるものと考え。事務体制が弱く法人化されていない事業者が多いと想定されることから、今回の対応は良い方向に向かっていると考え。

- ・ 現状では、毎年全数の入替えを行っているとのことであるが、年間を通じての回収率はどの程度あるか。継続的に調査をすると回収率は下がっていくものなのか。また廃業はどの程度あるか。

→ 現行調査は調査員調査のため、回収率はほぼ100%である。また、廃業は全体の5～6%程度である。

- ・ 3年間継続して調査するとなると、脱落する報告者数も増えると思われるが、廃業による脱落により時系列にギャップが生じるのではないかと考える。継続標本で参考値を算出した場合、本系列との間で、差異が生じることも想定されるので、

留意してほしい。

→ 公表時には留意したい。

- ・ 新規事業者をどう把握していくのかについても重要な観点である。事業所母集団データベースの充実と、経済センサス - 基礎調査で計画されているローリング調査の導入により、今までよりも的確に把握されると考えてよいか。また、ローテーション・サンプリングで3分の1が入れ替わり、その際に新しい名簿を使用することになるが、残る3分の2は古い名簿から抽出したままとなっている。このように母集団が異なるグループ間の母集団推計はどのように行うのか。

→ 現状では経済センサス - 活動調査でしか情報が得られていないので、経済センサス - 基礎調査におけるローリング調査の実施により新たな事業者の把握が可能となり、事業所母集団データベースの整備に期待している。

また、母集団推計については、いったん古い名簿で推計した上で直近の名簿との伸び率で補正することを想定している。

- ・ オンライン調査による回収は、どの程度になると見込んでいるか。

→ 現時点ではまだ導入していないため、見込みは立てていないが、回答の間口を広げて、オンライン回答のメリットをアピールすることで回収率の向上を図っていききたい。

- ・ 標本設計を見直し、報告者数を約37,000とすること、調査期間を3年として、ローテーション・サンプリングを導入することについては、適当と整理したい。

なお、継続標本を用いた参考値と本系列の値との差異に、次回、追加資料を出していただきたい。

(3) 調査方法の変更

- ・ 民間委託については基本的に賛成ではあるが、回収手段を郵送に変更することで、回答が得られるかどうか心配がある。総務省の本調査のホームページを確認したところでは、公表値の訂正が多岐にわたるとの記述もあった。これは、調査票の回収に困難性があるために、訂正が発生していることを意味するのではないか。調査票の回収の手段として調査対象企業への直接訪問を併用することは考えていないのか。また、オンライン調査におけるスマートフォンでの回答については、どの程度検討が進んでいるのか。

→ 公表値の訂正については、集計段階でのデータ処理の過程での問題により、過去において一時的に発生したものである。

また、調査票の回収に訪問を一部残せるかどうかについては、予算との兼ね合いもあるので、今後検討していきたい。なお、スマートフォンによる回答はまだ予算を確保しているわけではないが、調査事項から見てそれほど困難ではなく、対応は可能ではないかと考えている。

- ・ 対面での対応が必要となるかどうかについては、報告者数が10倍になるので全面的な調査員調査は難しいかと思う。

- ・ 回収率の目標は立てているのか。他の統計調査では郵送・オンライン調査での回収率はどの程度か。
 - 目標は検討中である。他の統計調査では、本調査と同じ統計局が行っている科学技術研究調査では企業票の回収率は8割程度、そのうちオンラインでの回収は4割程度だが、本調査は個人企業を対象としているので一概には言えない。
- ・ 個人企業の場合、帳簿をつけていない例もあり、税理士に数字をまとめてもらっている例もある。きちんと答えられるかどうかという懸念があるので、督促方法はきちんと検討した方がよい。
- ・ 民間委託による郵送・オンライン調査への変更については適当と整理したい。

(4) 調査時期（周期及び実施時期）、調査事項について

《調査時期の変更》

- ・ これまで動向調査（四半期調査）はQ Eの推計に用いられてきたが、内閣府は、その廃止について、どのような認識を持っているか。
 - 今回の変更は、調査対象業種の拡大と調査対象数の増加による精度向上を目指すものであり、そのためにはサンプルサイズの拡大が必要となり、同規模の調査を四半期で行うことができないため、四半期調査の廃止という結論になったものと理解している。
- ・ 統計改革推進会議でも生産側、分配側の四半期速報の推計が課題となっているが、分配側の四半期速報のうち、個人企業の混合所得の推計において動向調査がなくなって問題はないのか。
 - 生産側、分配側の四半期速報については、先日の国民経済計算体系的整備部会で検討状況の報告をしたところ。その際にも、分配側の四半期速報のうち「混合所得は、「個人企業経済統計」の四半期調査廃止の方向性を踏まえた代替的手法の検討が必要」として、当該点は今後の検討課題として掲げており、引き続き平成23年基準での推計方法の開発を行う際に合わせて検討してまいりたい。個人企業の混合所得の場合、法人企業と比較すればウェイトが小さいため、過去の四半期パターンや他の関連する統計調査の動きを見ながら、引き続き推計方法の検討を進めてまいりたい。
- ・ カバレッジを広げた上で年次調査化することは評価できるが、設備投資や混合所得について、本調査で代替的な指標を把握することで四半期別の推計に資することが考えられるのではないか。
- ・ 変更前の最後の構造調査と、変更後の初回の調査により、平成30年の実績を2回把握することになるが、同じ対象が2回当たることにならないのか。
 - 当たらないように調整する。
 - 同じ時点での調査が2回行われるが、結果公表に混乱が生じることはないか。
 - 調査計画が大きく変更されるので、違いについては十分に周知することで混乱が生じないようにしたい。

- ・ 2～3月に確定申告があつて、記憶が新しいうちに回答してもらった方が合理的ではないか。6月に調査時期を変更する理由は何か。
 - 3月は確定申告の時期で繁忙期である。その意味では4月というのがタイムリーな実施時期ではあるが、年度の切替時期のため、準備が間に合わない。
 - 調査時期については、平成24年経済センサス-活動調査を2月に実施したところ、確定申告の時期はやめてほしいとの指摘が多々あつた。関係府省による検討の結果、原則として6月から7月の1日に設定する方向で合意した経緯がある。

《調査事項の変更》

- ・ 従業員数を6月1日現在で把握する理由は何か。
 - 経済センサス-活動調査に合わせたものである。
- ・ 調査事項について商工会議所の経営相談の担当に聞いたところ、①「無給の家族従業員」の意味が分かりにくく回答しづらい、②パーソナルコンピュータの調査事項にタブレット型パソコンやスマートフォンは含まれるのかが不明確、③経営上の課題の中で「原材料価格・仕入価格の上昇」という選択肢があるが、個人企業にとっては価格の上昇分を価格に転嫁できないことの方が問題ではないかとの指摘があつた。
 - ①無給の家族従業員については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の記載に合わせたものであり、②パーソナルコンピュータについてはタブレット型パソコンも含めて回答していただくことを考えている。なお、御指摘については、記入の手引等で明確にしたい。また、③の御指摘については次回部会までに検討したい。
- ・ Q Eの設備投資において動向調査を利用して推計していた。年次調査において、どの四半期に主な投資が行われたのか把握すれば、SNAの推計や、エコノミスト等が分析に利用できるのではないか。また、本調査では利子・割引料や資金繰りの悪化の状況は把握しているが、今回、負債残高は調査事項から落とすことにしている。そうすると、例えば、売上高に比して負債が大きくなっており資金繰りが悪化しているとか、他の規模の企業と比較してどうかなどの情報が分からなくなるということになるが、問題ないか。
 - 営業上の負債については、これまで、主に「現金、預金」しか回答が得られていないため、追加項目を入れたこともあり、削除したいと考えている。
- ・ 設備投資については、変更案では、新規設備取得額をまとめて聞いているが、現行の動向調査票では「建物、建物付属設備」、「車両、機械、工具、器具、備品」など細かい分類で聞いていた。SNAの推計には「車両、機械、工具、器具、備品」のみを使用していたので、当該項目の四半期情報を調査していただけると、SNAの推計での利用可能性が高まる。
 - 回答者に対して大きな負担をかけずに、なおかつ、SNAの推計に役立つような調査項目、あるいは質問の仕方が追加的に可能であれば、御検討いただけない

か。

→ 設備投資の内訳を削除したのは、やはり個人企業であり、詳細な内訳を設けても、なかなか記入がないという実態を踏まえたものであるが、これまでの動向調査において把握していた調査事項のうち、「車両、機械、工具、器具、備品」は記入率が最も高く、調査可能性は高いと考える。次回部会で見直し案を示すこととしたい。

- ・ 負債残高の削除の理由として、「負債を持たず、現金で操業している」との記述があるが、実態からすると考えにくい。むしろ、報告者負担が重くて回答が得られていない可能性が高いのではないか。

→ そういった面も想定される。申告の内容にないものは記入率が低いことから、今回、申告書類から転記できるものに調査事項を限定した。

→ 利子・割引料に回答があるとすると、負債はあるものと考えられる。申告データから転記できるものに限定するのは良いと考える。

- ・ 調査時期及び調査事項の変更について、おおむね適当と考えるが、多くの意見・提案がなされているので、それらについて再度整理して、次回部会に報告していただきたい。

6 その他

次回部会は平成 29 年 7 月 27 日（木）10 時から総務省第 2 庁舎 7 階中会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、7 月 27 日（木）13 時から開催予定の第 111 回統計委員会において、西郷部会長から報告することとされた。

（以 上）